

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	精華町

## 精華町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 精華町事業部農政課  
所在地 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 7 0  
電話番号 0 7 7 4 - 9 5 - 1 9 0 3  
F A X 番号 0 7 7 4 - 9 5 - 3 9 7 3  
メールアドレス nousei@town.seika.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、カラス、ムクドリ ドバト、キジバト、スズメ、ヒヨドリ ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	精華町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年から令和3年の平均）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
獣類		
イノシシ	水稻	371千円、 37 a
	豆類	23千円、 2 a
	野菜（タケノコ等）	454千円、 14 a
	いも類（かんしょ等）	212千円、 9 a
アライグマ	野菜（すいか、いちじく等）	17千円、 2 a
鳥類		
スズメ	水稻	88千円、 9 a
カラス	果樹	29千円、 1 a
ムクドリ	果樹	49千円、 1 a

※鳥獣被害の現状値について、地元住民への聞き取りを中心に把握しており、報告者が鳥獣の種類を細かく確認せずに報告されることが多い。それにより、対象鳥獣に挙げているドバト、キジバト、ヒヨドリ、ヌートリアが被害の現状に含まれていないが、町内における生息は確認されているため数値上に現れない被害があるものと考え、対象鳥獣としている。

(2) 被害の傾向

イノシシについては、平成18年頃より被害が発生し、依然として、山際に近い田畑で農作物の食害及び畦等の掘り起こしが発生しており、今後も被害発生が懸念される。

アライグマは、果菜類（イチゴ、スイカ、トウモロコシ類）の被害が多く見受けられ、繁殖力が高いことから、生息域、生息数共に拡大・増加傾向にあり、今後も被害拡大が懸念される。

カラス（ムクドリ、ドバト、キジバト、スズメ、ヒヨドリ含む）などの鳥類による被害は、町内全域に年間を通じて認められている。

(3) 被害の軽減目標

指標			現状値 (令和元年から令和3年の平均)	目標値 (令和7年度)
被害金額 被害面積			1, 250千円 75 a	875千円 52 a
内 訳	獣類 (イノシシ・アライグマ・ヌートリア)	被害金額	1, 080千円	756千円
		被害面積	64 a	45 a
	鳥類 (カラス・ムクドリ・ドバト・キジバト・スズメ・ヒヨドリ)	被害金額	170千円	119千円
		被害面積	11 a	7 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精華町の委託契約等により、相楽郡猟友会精華支部において捕獲隊を編成し、イノシシの捕獲に努めてきた。</li> <li>・精華町有害鳥獣対策協議会において、国の鳥獣害防止総合対策事業等を活用し、捕獲檻や箱罠などを導入するなどして、アライグマやイノシシなどの捕獲に努めてきた。</li> <li>・アライグマとヌートリアについては、特定外来生物防除実施計画に基づき、捕獲に努めてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者人口の減少や、高齢化により、拡大化する被害地に対しての捕獲従事者の迅速な対応が困難になってきており、担い手の育成が急務となっている。</li> <li>・捕獲獣の処理労力の確保も課題のひとつである。</li> <li>・繁殖力が高いイノシシやアライグマの効果的な捕獲方法などを検討する。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の鳥獣害防止総合対策事業等を活用し、侵入防止柵（金網柵、電気柵）を設置し、イノシシの農作物被害防除を行ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防止柵を設置した地域における農作物の被害は軽減しているが、未設置地域においては被害が発生しているため、設置を検討するなど地域の取り組みを推進していく。</li> </ul>
生息環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻出地域において鳥獣をお</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地付近における廃棄作物や</li> </ul>

境に関する取組	びき寄せないように注意を呼びかけている。	残滓の放置が見受けられる。残滓の放置をしないよう継続的に協力を呼びかける。
---------	----------------------	---------------------------------------

(5) 今後の取組方針

捕獲等に関する取組	従来、相楽郡猟友会精華支部による捕獲隊の編成を継続し、農作物被害の防除のため、有害鳥獣の捕獲に努めていく。
防護柵の設置等に関する取組	防除対策として、国庫補助事業等を活用した侵入防止柵の設置とあわせ、地域、行政の連携による追い払い等を行い、防除技術の普及、人材の育成等に取り組む。
生息環境に関する取組	集落・農地付近での緩衝地帯設置に向けて、広報啓発等を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシについては、従来どおり相楽郡猟友会精華支部への委託により、くくり罠、箱わな及び銃器を用いた捕獲を、ICT等新技術を活用した捕獲とあわせ推進していく。</p> <p>アライグマや鳥類については、箱わなや銃器を用いた捕獲を猟友会に委託する。</p> <p>町職員による鳥獣被害対策実施隊においては、アライグマの捕獲及びカラスなどの追い払い活動を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年 令和6年 令和7年	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、ムクドリ、ドバト、キジバト、スズメ、ヒヨドリ	<p>近年イノシシやアライグマの被害が拡大傾向にあるため、相楽郡猟友会精華支部と連携し、箱わな等の積極的な活用を行い、被害の拡大防止に努める。</p> <p>鳥類は、猟友会の有害鳥獣捕獲班による駆除に併せ、農業者による忌避、威嚇等の追い払いを行う為の啓発活動を推進し、捕獲の担い手育成を図る。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>精華町における過去の有害鳥獣捕獲実績や被害状況、生息状況等を基に捕獲計画数を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、アライグマについては、被害状況が依然として報告されているため、捕獲計画数頭はイノシシは引き続き50頭、アライグマは捕獲増加のため40頭とする。(令和4年捕獲実績イノシシ72頭、アライグマ45頭)</li> <li>・カラス等鳥類については、捕獲計画数は100羽とする。</li> <li>・ヌートリアについては現在のところ精華町における被害報告は少なく、近年では令和3年度の3頭捕獲以降は捕獲実績はないが、近隣市町村での捕獲、被害が拡大傾向にあることから、捕獲計画数は2頭とし、農作物への被害等の状況に応じて今後、捕獲を強化していく。</li> </ul>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	50	50	50
アライグマ	40	40	40
カラス等鳥類	100	100	100
ヌートリア	2	2	2

捕獲等の取組内容	
イノシシ	<p>捕獲手段：くくり罠、箱わな、銃器</p> <p>捕獲期間：通年（狩猟期を含む）</p> <p>捕獲予定場所：町全域</p>
アライグマ	<p>捕獲手段：箱わな</p> <p>捕獲期間：通年（狩猟期を含む）</p> <p>捕獲予定場所：町全域</p>
カラス等鳥類	<p>捕獲手段：銃器</p> <p>捕獲期間：通年（狩猟期を含む）</p> <p>捕獲予定場所：町全域</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
精華町	<p>イノシシ等の有害鳥獣捕獲許可事務については、地方自治法第252条の14第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき、既に精華町に事務委任されており、事務執行において支障等もないことか</p>

	ら、現行どおり実施する。
--	--------------

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度※	令和7年度※
イノシシ	0m 希望なしにつき	【新設】 1,000m	【新設】 1,000m

※地元要望あれば実施

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、 アライグマ、 カラス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農家、猟友会による追い払い</li> <li>・地元農家による草刈り・点検</li> </ul>		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 から 令和7年度	イノシシ、 アライグマ、 カラス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農家、猟友会による追い払い</li> <li>・農家等への普及啓発 (野菜くずや放任果樹等の適正処理、耕作放棄地の解消等)</li> <li>・人と鳥獣が共存できるような良好な環境を整えることを目的に、荒廃した森林や里山を再生、保全を図る為の取組を実施する。</li> </ul>

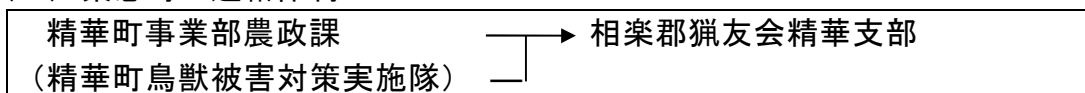
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
精華町事業部農政課	住民からの連絡を受け、相楽郡猟友会精華支部への捕獲を依頼する

相楽郡猟友会精華支部	有害鳥獣の捕獲を行う
精華町鳥獣被害対策実施隊	住民からの連絡を受け、現場で被害状況等を確認する

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・現場での埋設、自家消費等
---------------

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・自家消費
----	-------

(2) 処理加工施設の実施体制

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	精華町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
相楽郡猟友会精華支部	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う
精華町農業委員会	鳥獣被害に関する情報提供と助言を行う
京都やましる農業協同組合 精華町支店	鳥獣被害対策につなげる営農指導、情報提供、被害防止資材の販売など
京都府農業共済組合山城支所	農業共済制度による被害情報の提供と助言を行う
京都府木津警察署生活安全課	捕獲に関する安全指導、人身被害の防止
京都府山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課	国、府からの情報提供と、アドバイザーとしての助言と支援、指導を行う
精華町事業部農政課	事務局として、協議会の事務運営、各関係

	機関との連絡調整
--	----------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・精華町鳥獣被害対策実施隊 町職員 6名 隊 長…農政課長（統括） 隊員B…町職員（追い払い等
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

陸上自衛隊関西地区補給処祝園弾薬支処について、箱わなによる捕獲など被害防止対策の協力要請を行う。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—
---